**平成２３年（フ）第４９７号**
兵庫県尼崎市塚口町５丁目８番地の３第一ハイツ宮本201
破産者　中田　静男
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第６７５号**
兵庫県相生市那波野２丁目６番35号
破産者　藤原　淑江
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第２９号**
和歌山県和歌山市小雑賀671番地の45、開始決定時の住所和歌山県日高郡印南町大字印南原3262番地
破産者　堀尾電設こと　堀尾　悦己
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

**平成２３年（フ）第１７７号**
佐賀県神埼市千代田町境原1308番地７
破産者　光岡健太朗
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１９０号**
佐賀県三養基郡みやき町大字白壁4110番地
破産者　陣内　正行
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１９４号**
佐賀県鳥栖市西田町240番地２
破産者　井上由美子
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第２４０号**
沖縄県豊見城市字宜保260番地プラザビル302号
破産者　奥田　清夫
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２３年（フ）第３０５号**
沖縄県豊見城市字平良14番地１Ｆ
破産者　當眞　嗣弘
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２３年（フ）第５１０号**
仙台市若林区若林５丁目９番３号　メゾン若林203、開始決定時の住所仙台市若林区遠見塚２丁目10番５号　ホワイトキャッスル遠見塚７番館106
破産者　大槻　光夫
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第３４４号**
新潟県燕市粟生津381番地、前住所新潟市東区粟山２丁目15番30号　セシリアハウス206号
破産者　渡邉　純子（旧姓渡辺）
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第３４７号**
新潟市東区中山２丁目７番17号　グーデンハウゼ102号
破産者　大関　勝之
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第３５５号**
新潟市秋葉区横川浜518番地19
破産者　坂井　一郎
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１４７号**
金沢市堅田町甲88番地、従前の住所金沢市松村３丁目515番地
破産者　山本　光洋
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２３年（フ）第２６０号**
山梨県甲府市中小河原町229番地３
破産者　竹原　久司
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第５１号**
長野県茅野市北山3495番地４
破産者　北野　喜治
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２２年（フ）第４９３号**
愛知県一宮市今伊勢町宮後字西茶原47番地３
破産者　川島　翔子
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２３年（フ）第４２号**
愛知県犬山市大字羽黒字下ノ山ノ田１番地12羽黒ハイツ102
破産者　中尾正春こと　ＴＡＮＡＫＡ　ＭＡＲＣＯＳ　ＭＡＳＳＡＨＡＲＵ
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２３年（フ）第４０号**
兵庫県たつの市揖西町土師959番地22、前住所兵庫県赤穂市鷆和1285番地の１
破産者　志賀　　均（旧姓高岸）
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

**平成２３年（フ）第２７７号**
和歌山市松江西３丁目５番30号
破産者　西野　芳則
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係